

2008年2月14日
(平成20年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

職員の給与の支給及び被服等の貸与事務に係るコンピュータ処理
について（答申）

2008年2月14日付けで諮問（第297号）された職員の給与の支給及び被服等の貸与事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過とEBサービスの利用の目的

藤沢市職員の給与については、藤沢市指定金融機関をとおして、それぞれの職員の指定口座へ振込を行っている。指定金融機関は1自治体に一つ（交替で複数の金融機関が行うのは可）となっており、藤沢市の場合、スルガ銀行と横浜銀行で隔年交替（7月から翌年6月まで）で行っている。現在は平成19年7月から平成20年6月までスルガ銀行が指定金融機関として、横浜銀行が指定代理金融機関と指定されている。

この給与の口座振込の流れは、まず藤沢市の職員課において給与システムで給与の口座振込データをフロッピーディスクに落とし込む。

次にそのフロッピーディスクを市庁舎内にある派出所（指定金融機関）に手渡しし、派出所の職員はその日の内に藤沢市内の支店へ持参し保管する。

翌日、その支店から銀行のメール便で指定金融機関の銀行センター（ホストコンピュータ設置場所）へ送付する。銀行センターの所在地は、スルガ銀行が静岡県内、横浜銀行が横浜市内と遠方になる。

指定金融機関の銀行センターは、その後、振込データをそれぞれの職員指定の銀行口座へ振り込む。この流れのため、振込指定日の4営業日前までにフロッピーディスクを指定金融機関の派出所へ送付する必要がある。

もともと、月末で締めてデータの整理をおこない、振込データ作成までの時間があまり無い状況において、振込指定日の4営業日前までにデータを作成するのは、非常にタイトな日程になっていた。

この日程の確保のため指定日の4営業日の短縮は一つの課題となっている。

また、フロッピーディスクでのデータ送致は、その媒体の紛失、盗難が考えられ、その場合個人情報の流出が懸念されるところである。媒体が破損した場合でも、銀行センターでデータの読み取りが出来なくなる等、支払い日の遅延等発生し支払い業務に支障が来すことも考えられる。

いずれにしても市の責任は厳しく問われることになる。特に個人情報の保護の観点から、このリスク解消は早期に解決すべき課題である。

以上の2つの課題の改善のため、次の理由からフロッピーディスクでのデータ送致からE Bサービス（エレクトロニック・バンキングサービス）を利用したデータの送致に切り替えるものである。

ア E Bサービスを利用することにより、振込指定日の4営業日前のデータ締め切りから3営業日前のデータ締め切りに短縮でき、集中する事務処理を日間的に分散し事務の軽減が図れる。

イ データ送致を媒体利用からネットワーク利用に変更することにより、媒体の紛失・盗難による個人情報の流失のリスクが大幅に解消される。媒体破損による支払い業務の遅延等の支障も解消される。

(2) E Bサービスの概要

E Bサービスとは、横浜銀行が提供するサービスで、市のパソコンと金融機関の銀行センターを電話回線で接続し、振込処理等を行うものである。

E Bサービスを利用するためのソフトが「<はまぎん>E Bパック」でその中の全銀サービス（データ伝送サービス）の外部ファイル送受信を利用するものである。

また、このE Bサービスは全国銀行協会連合会制定の標準仕様に準じているためスルガ銀行等他の銀行でも利用可能である。

その利用方法は次のとおりである。

なお、以下の操作は地方自治法の規定により、会計課職員が行う。

ア 市側であらかじめ、管理者、担当者を定め、それぞれにユーザID、パス

ワード付与し、操作権限を設定し、その情報を「<はまぎん> E Bパック」に登録する。

イ 担当者は「<はまぎん> E Bパック」を起動しオープニング画面で「開始」をクリックし、「ユーザ I D 入力」画面よりユーザ I D とパスワードを入力する。

「総合メニュー」画面で「全銀サービス」をクリック、続いて「全銀サービス」画面の「外部ファイル送受信」をクリックする。

ウ 「外部ファイル送受信」画面の「外部ファイル送信」をクリックする。

「外部ファイル送信（銀行選択）」画面で接続先の銀行を選択する。

「外部ファイル送信（サービス一覧）」画面で該当データを選択する。

「外部ファイル送信（サービス確認）」画面で F D のパス名を入力し、「確認」ボタンをクリックする。

フロッピーディスクをセットするように表示されるので、フロッピーディスクをパソコンにセットする。

「外部ファイル送信（確認）」画面が表示されるので、確認のうえ「送信」ボタンをクリックする。

「ユーザ I D 入力」画面で「ユーザ I D」と「パスワード」を入力する。

通信中は「通信中画面」が表示され、終了すると通信結果が印刷され終了メッセージで「OK」ボタンをクリック、続いて「戻る」ボタンをクリック、通信結果を確認して終了する。

(3) 該当する事務及び記録の名称

ア 事務の名称：「職員の給与の支給及び被服等の貸与」

イ 記録の名称：「職員給与台帳」のうち氏名、金融機関等の口座

(4) 使用する個人情報

名義人氏名（カタカナ）、金融機関名、支店名、口座番号、支払額

(5) コンピュータ処理の必要性

従来、振込データをフロッピーディスクにより、指定金融機関の銀行センターへ送付していたものを、「E B サービス」利用のデータ送致に変更することにより、事務処理の日程的分散が図られ、また、データの紛失・盗難等のリスクが解消され安全性が確保されることから、コンピュータ処理をする必要がある。

また、この処理に伴い、藤沢市の現行システムとの結合、システム変更はない。

(6) 安全対策

「E B サービス」の利用においては、条例、「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、

「給与の口座振込に関する協定書」を株式会社横浜銀行及びスルガ銀行株式会社と取り交わし、個人情報保護ならびに安全対策を図っていく。

パソコンは、「E B サービス」専用機で、常時会計課内の金庫に保管されているものを使用する。使用するときには会計課事務室において回線を繋ぎセットする。会計課職員のパソコン操作で振込データを送信する。終了後は、またパソコンを会計課の金庫に保管する。

また、通信は、回線として、ISDN回線、手順は全国銀行協会連合会が制定した「全銀協標準通信プロトコル(TCP/IP手順)」で、暗号化パスワードを行った上で、藤沢市と銀行間の2者間に限定して行う。

(7) 実施時期

2008年4月分から実施

(8) 提出資料

- ア 藤沢市 給与の口座振込 事務処理の概要
- イ 振込データの流れ 現状と改善案
- ウ <はまぎん> E B パックの概要
- エ E B パックセキュリティについて
- オ E B パック基本的な操作方法
- カ E B パック付加機能
- キ 個人情報取扱事務届出書 登録番号003-06
- ク 藤沢市指定金融機関事務取扱契約書
- ケ 給与の口座振込に関する協定書(案)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

従来、振込データをフロッピーディスクにより、指定金融機関の銀行センターへ送付していたものを、「E B サービス」利用のデータ送致に変更することにより、データ送致の短縮と事務処理の日程的分散が図られ、また、データの紛失・盗難等のリスクが解消され安全性が確保される。

また、この処理に伴い、藤沢市の現行システムとの結合、システム変更はない。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下の措置を講じることとしている。

「E B サービス」の利用においては、条例、「藤沢市情報セキュリティポリ

シー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「給与の口座振込に関する協定書」を株式会社横浜銀行及びスルガ銀行株式会社と取り交わし、個人情報保護ならびに安全対策を図っていく。

パソコンは、「E Bサービス」専用機で、常時会計課内の金庫に保管されているものを使用する。使用するときには会計課事務室において回線を繋ぎセットする。会計課職員のパソコン操作で振込データを送信する。終了後は、またパソコンを会計課の金庫に保管する。

また、通信は、回線として、I S D N回線、手順は全国銀行協会連合会が制定した「全銀協標準通信プロトコル（T C P / I P手順）」で、暗号化パスワードを行った上で、藤沢市と銀行間の2者間に限定して行う。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上